

磐越東線利活用に係るワークショップ開催業務委託 公募型プロポーザル仕様書に関する回答書

令和 7 年 8 月 6 日

業 務 名	磐越東線利活用に係るワークショップ開催業務委託
契約元部署名	福島県いわき地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課
公 告 日	令和 7 年 7 月 28 日
質 問 事 項	
①ワークショップの内容に関して テーマ例が複数示されていますが、駅ごとに異なるテーマ設定も可能でしょうか？ それとも、全駅共通のテーマとすべきでしょうか？ ②参加者の選定について 参加者の選定に関して、特に留意すべき年齢層や属性（例：学生、高齢者、観光事業者など）に重点があるか、またいわき地方振興局様から推薦・調整いただく場合がありますか？ ③参加者への謝金について 参加者へのインセンティブに関して、磐越東線の運賃相当額の支給が仕様書に明記されていますが、それとは別に、ワークショップ参加者に対して交通費実費や謝金（協力費）を支給することは可能でしょうか？可能な場合、その上限や名目等に指定があるかご教示ください。 ④ワークショップに参加する行政職員について 「行政職員が 1～2 名程度参加」とありますが、これはどのような所属・職種（例：市町村、県、交通政策・地域振興部門等）の職員を想定されていますか？また、ワークショップ中の役割（傍聴、意見提供、説明など）はどの程度を見込んでいますか？ ⑤ワークショップの参加人数について 「各回のワークショップにおける住民等の参加人数の目安として 6 名以上」とありますが、この人数に行政職員（1～2 名程度）は含まれますか？それとも、住民等のみで 6 名以上を確保すべきという理解でよろしいでしょうか？ ⑥既存ワークショップとの関係性に関する確認 福島県いわき地方振興局による実施に限らず、福島県（本庁を含む）やいわき市等の関係機関が実施した、磐越東線や二次交通に関連するワークショップ・意見交換会等の取組について、過去 3 年間および現在実施中の実績があればご教示ください。 また、同様のテーマで既に開催されたワークショップがある場合、本事業における参加者との重複が生じる可能性があります。その場合の対応方針（例：参加制限の要否、情報共有等）についてご見解を伺えますでしょうか。あわせて、本事業がこれら既存の取組とどのような位置づけや役割の違いを持つことを想定されているかについても、ご教示いただけますと幸いです。	

回 答

- ① 駅ごとに異なるテーマを設定することも可能です。
- ② 参加者の選定に関しては、特に指定はありませんが、多様な意見を取り入れられるよう配慮をお願いします。また、当振興局から参加者の推薦・調整を行う予定はありません。
- ③ 参加者に対し、交通費の実費や謝金を支払うことも可能であり、これらの経費に対する上限や名目の指定はありません。
- ④ 参加する行政職員については、いわき市及び福島県いわき地方振興局の職員を想定しています。また、役割については、一般の参加者と同じものを想定しています。
- ⑤ 行政職員を除き、住民等のみで6名以上を目安としています。
- ⑥ いわき市では、昨年度から、小川地区において区長等の地域の代表者や福祉関係者、商工関係者等を対象として、地域住民の交通手段をテーマとした意見交換会とワークショップを実施しています。
また、沿線自治体で構成する磐越東線活性化対策協議会では、令和5年度に交通担当者によるワーキンググループを実施し、磐越東線の利活用について検討しています。
さらに、福島県生活交通課では、昨年度、水郡線・磐越東線関係自治体管理職向けワークショップを実施し、鉄道利用上の課題解決のための取組を検討しています。
なお、いわき市の意見交換やワークショップについては、具体的な磐越東線の利活用は検討内容に含まれておらず、磐越東線活性化対策協議会や福島県生活交通課が実施したワーキンググループ等については、行政職員の視点で施策を検討したものであり、本事業における沿線住民の意識を高め、利活用促進の機運醸成を図るとともに、住民等の意見・アイデア等を把握するという目的とは異なっております。そのため、既存の取組と本事業の参加者が重複しても問題はありません。